改正後	改正前
4　平成二十二年度以降に期間（令和十一年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の基幹教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の規定を適用する。 5・6　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	4　平成二十二年度以降に期間（令和十年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の基幹教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の規定を適用する。 5・6　［同上］
附　則 1・2　［略］ 3　令和六年度に令和十一年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。	**附　則** 1・2　［同上］ 3　令和五年度に令和十年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部改正）

第二条　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
4　令和六年度に令和十一年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	4　令和五年度に令和十年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項第二号、第六条第一項第六号（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十七条第一項の規定に基づき、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月一日　農林水産大臣　野村　哲郎

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料） **第一条**　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。）第三条第一項第二号の農林水産省令で定める普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）は、次のとおりとする。 一　菌体りん酸肥料 二～十　（略） （植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料） **第二条の二**　法第六条第一項第六号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）とする。 一　（略） 二　菌体りん酸肥料 三～十　（略）	（原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料） **第一条**　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。）第三条第一項第二号の農林水産省令で定める普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）は、次のとおりとする。 （新設） 一～九　（略） （植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料） **第二条の二**　法第六条第一項第六号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）とする。 一　（略） （新設） 二～九　（略）